

令和7年度 京都廣学館高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに

京都廣学館高等学校では、愛情と信頼と尊敬に充ちた教育を通じて、個性を伸ばし、能力を開発し、自立と向上心並びに互助協力の精神を培わせ、徳・体・智の調和のとれた人格の形成を図り、平和で民主的な国家及び社会に貢献できる人間を育成することを目的としている。この目的の実現に向けて、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することが不可欠である。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。このような問題に対しては、国、京都府、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本校において下記の内容の「いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

校長、教頭、入試広報室長、生徒部長、学年部長、保健主事、養護教諭、
スクールカウンセラー

- 3 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係わる情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者等との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査
 - (7) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取り組みの推進

第2 いじめの未然防止

Ⅰ 基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであるとともに、どの生徒も加害者になりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が保護者等と一体となって継続的に取り組みを行う。

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ・ 始業チャイムによる授業開始の徹底
- ・ 教室環境の整備

(2) 自己肯定感、思いやりの心、及び、協調性を養う取り組みの推進

- ・ 少林寺拳法を通じて、自己確立・自他共栄の精神を養う
- ・ ホームルーム活動の推進

(3) 豊かな心をはぐくむ取り組みの推進

- ・ 坐禅を通じてのこころの教育の推進
- ・ 規範意識およびコミュニケーション能力の向上

(4) いじめの早期発見に向けての教職員の日常の取り組み

- ・ 朝の校門での出迎え
- ・ 学校周辺における登下校指導及び校外指導
- ・ 校内巡回

(5) 教職員の資質の能力の向上を図る取り組みの推進

- ・ 校内研修の実施

第3 いじめの早期発見

Ⅰ 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取り組み

(1)情報の集約と共有

- ・ いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年部長を通じて全教職員で共有する。
- ・ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2)全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査を実施

- ・ アンケート調査：年2回（1・2学期）

(3)相談体制の整備と周知

- ・ 校内相談窓口（教育相談）を設置し、生徒及び保護者等に周知する。

第4 いじめに対する取り組み

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者等の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者等に連絡するとともに、京都府に報告する。
- (4) いじめられた生徒、その保護者等への支援を行う。
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者等に、よりよい成長へ向けて学校の取り組み方針を伝え、協力を求める。
- (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上のいじめを誘発するような通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに京都府に報告し、調査を実施する主体等を協議する。

学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び京都府におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒、保護者等の思いを踏まえるとともに、調査に公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者等に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を京都府知事（京都府文化生活部文教課）に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の発生の防止のために必要な取り組みを進める。

第6 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進

- (1) 京都廣学館高等学校教育協力会との連携の下、いじめに対する理解を深める取り組みを連携する。
- (2) いじめ防止等に関する学校の基本方針や取り組みをホームページ等で積極的に発信する。

- 2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。